

# 上田市立第三中学校PTA会則

## 1 PTAの運営

### (1) 運営方針

- ① 会則の基本方針に基づき、学校の教育方針に協力推進する態度を堅持する。
  - ② 専門部の活動を活発にし、その計画実施にあたってはPTA会員の積極的活動を促す。
  - ③ 学級、学年PTAの活動をさかんにし、学校との連絡を密接にし、家庭の生活指導を進展し、会員相互の親睦を深める。
  - ④ 支部PTAの意識を高め、校外指導への関心を高めるようにする。
- (2) 会の運営にあたり、以下に会則を定めるものとする。

## 2 PTA会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、上田市立第三中学校PTA（以下「本会」と称す）という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は上田市立第三中学校（以下「本校」と称す）の校内に置く。

(目的)

第3条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を図り、教育の進展に貢献することを目的として、次の事業を行う。

- (1) 生徒の福利厚生・校外育成に関すること。
- (2) 生徒及び教師の奨学・研究等の教育実践に関すること。
- (3) 学校施設並びに社会環境の整備に関すること。
- (4) 会員相互の修業と連絡に関すること。
- (5) その他本会の目的達成に必要と認められること。

### 第2章 会員及び役員

(会員)

第4条 本会の会員は次のとおりであり、平等の義務と権利を有する。

- (1) 本校に在籍する生徒の保護者
  - (2) 本校の校長及び教職員
  - (3) 前年度会長
- 2 本会の活動に賛同し経済的支援を目的とする者を、運営委員会は賛助会員とすることができる。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 . . . . . 1名
  - (2) 副会長 . . . . . 2名
  - (3) 会計監事 . . . . . 2名
  - (4) 幹事 . . . . . 若干名（学校教職員）
  - (5) 顧問（学校長） 1名
  - (6) 顧問（前年度会長） 1名
- 2 役員は他の役員を兼任することはできない。

(役員の仕事)

第6条 各役員の仕事は次のとおり定める。

- (1) 会長 . . . . . 本会の代表者としての会務を総理し、総会等の会議を招集する。
- (2) 副会長 . . . . . 会長を補佐し、会長不在時は、その職務を代行する。  
副会長は互選により、子育て委員長を兼務する。
- (3) 会計監事 . . . . . 本会の経理を監査する。必要に応じ、随時これを行うことができる。
- (4) 幹事 . . . . . ① 総会・代議員会・運営委員会の議事、並びに本会の会務事項を記録する。  
② 記録・通信その他の書類を保管する。  
③ その他、会長の支持に従い、本会の庶務を行う。
- (5) 顧問 (学校長) . . . . . 学校運営の総責任者として、PTA活動全般の指導助言にあたる。
- (6) 顧問 (前年度会長)・会長の要請に応じて職務を行うと共に運営について助言を行う。

(役員を選出)

第7条 会長、副会長、会計幹事は役員選考委員会の選出による推薦を得て、代議員会で承認する。

2 次年度役員を年度内に円満かつ迅速に選出するため、次の手続きを経て選出する。

(1) 第二回定例代議員会において役員選考委員を選出する。

役員選考委員は1学年及び2学年の各学級会長並びに3学年の学年会長、支部より支部長の互選により5名(北小通学区3名、西小通学区より2名)とする。

(2) 選出された役員選考委員は、次の①及び②の候補者選考を担当する。

① 2年目に会長となる副会長を、1学年の学級会長及び支部長3名により選考する。

② 次年度の副会長及び会計幹事を、2学年の学級会長及び支部長2名及び3学年の学年会長により選考する。なお、本会役員(会長及び副会長)は、①、②の候補者選考を補佐する。

(3) 上記②から委員長、①から副委員長をそれぞれ互選により選出し委員会を構成する。

(4) 役員選考委員会は、適宜にかつ迅速に委員会を開催し適格者を慎重に選考し、本人の承諾を得た上で2月定例代議員会に発表し、その承認を得ることとする。

なお、新役員としての就任は、次年度4月1日とする。

3 会長に欠員が生じた場合は、運営委員会が副会長の中から指名し、会長以外の役員に欠員が生じた場合は、運営委員会に諮り、会長が指名する。

4 本会役員(会長及び副会長)を経験した同一世帯の保護者は、兄弟姉妹関係での本会役員(会長、副会長、会計幹事)及び学級部の委員への就任を免除する。

但し、本人の承諾を得た上での就任は妨げない。

5 前年度会長の助言等を必要と現会長が判断したとき、現会長の指名により、前年度会長を顧問として代議員会で承認する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、1年とする。但し再任を妨げない。

2 前任者の後任として選任された場合は、前任者の残存期間とする。

第3章 組織

(組織)

第9条 本会に次の部を置く。

- (1) 学年・学級部
- (2) 支部
- (3) 専門部

2 各部には学校教職員より若干名の担当職員を置く。

3 各部には、事業計画については総会に先立ち、又事業報告については2月定例代議員会の前に、それぞれに部会を開き、総会又は代議員会で発表若しくは承認を得ることができるよう対応する。

4 役員選考委員会及びその他の特別な委員会を設置する必要がある場合は、代議員会の決議による。

(各部の構成)

第10条 各部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学年・学級部 ……各学年は学年PTAを、各学級は学級PTAを組織する。
- (2) 支部 ……学区内の各自治会単位に支部を設置し支部会を構成する。但し、社会環境の変化等により支部の生徒数が大幅に減員した場合（概ね生徒数で10名・世帯数で5世帯）若しくは著しく多い場合は、運営委員会は当該支部の意向に基づきこれを併合又は分割することができる。

支部は次のとおりとする。

山口、上川原柳、下川原柳、愛宕町、上房山、下房山、新田南、新田東、新田西、蛇沢、上紺屋町、下紺屋町、鎌原、緑が丘、緑が丘北、緑が丘西、新屋、城北、常磐町

- (3) 専門部 ……子育て委員会、人権同和教育委員会、総務施設部、広報部、校外指導部、企画部で構成する。

(各部の任務と目的)

第11条 各部の任務及びその目的は、次のとおりとする。

- (1) 学年・学級部 …… 学年及び学級PTAの円滑な運営と活発化に関すること。  
学校との連絡を密にし、家庭での生活指導を進展させること
- (2) 支部 …… 支部PTA活動への参加意識の高揚に関すること。  
校外指導の充実に関すること  
自治会等が行う児童育成活動への参画に関すること  
会費等の集金 に関すること
- (3) 専門部 ……
  - ① 子育て委員会 …… 上部組織の子育て委員会の活動を受けて、その啓発に努める。
  - ② 人権同和教育委員会 …… 会員の人権同和教育研修の推進及び学校の人権同和教育への協力に努める。
  - ③ 総務施設部 …… 教育環境に必要な施設の環境整備に努める。
  - ④ 広報部 …… 会員相互の情報交換および修養の向上に努める。
  - ⑤ 校外指導部 …… 学校外における生徒の安全指導に努める。
  - ⑥ 企画部 …… 会員相互の融和を図るための事業の企画運営に努める。

(各部の正副委員長の選出)

第12条 各部の正副部長若しくは正副委員長の選出は、次のとおりとする。

- (1) 学年・学級部 …… 正副学級PTA会長は、新1・2年生は入学式（始業式）当日に、

選出する。なお、新2学年は、併せて3学年時の選出もする。各学級PTA会長は、定期総会に先立ち学年毎に互選により正副学年部長を選出する。

- (2) 支部 …… 各支部は正副支部長を年度内に選出し、責任をもって引継ぎをする。
- (3) 専門部 ……
  - ア 子育て委員会 … 第6条第2号の互選による副会長を委員長にし、各学級PTA副会長を委員とする。副委員長は、委員の互選により1名選出する。
  - イ 人権同和教育委員会 … 各学級1名の委員及び正副委員長は、本条(1)に準拠して選出する。
  - ウ 総務施設部 … 同上
  - エ 広報部 … 同上
  - オ 校外指導部 … 年度内に各支部で責任をもって委員の改選をし、引継ぎをする。  
各支部委員は、定期総会に先立ち互選により正副部長を選任する。
  - カ 企画部 … イに同じ

(委員の任期)

第13条 各委員の任期は、1年とする。但し1年に限り再任することができる。

(上部組織)

第14条 本会は、上田市PTA連合会、上小PTA連合会の会員となる。

#### 第4章 会議

(会議及び定足数と決議)

第15条 本会は、事業遂行のための次の諸会議を開催し、組織の円滑な運営を図る。

- (1) 総会
- (2) 代議員会
- (3) 運営委員会
- (4) 役員会
- (5) 部会

2 定足数は、構成員である会員若しくは委員の総数の2分の1とする。

3 決議は、出席者の過半数による。

(総会)

第16条 全会員をもって構成する総会は、定期総会と臨時総会とする。

- (1) 定期総会は毎年4月に開催する。但し、やむを得ない場合は、運営委員会決議により変更する。
- (2) 臨時総会は、運営委員が必要と認めた場合、又は会員の10分の1以上の要求があった場合開催する。

2 総会の任務は次のとおりとする。

- (1) 新年度役員の紹介及び選出経過の報告。
- (2) 新年度の新任教職員と各部会責任者の紹介。
- (3) 前年度の事業報告と決算報告。
- (4) 新年度の事業計画と予算報告。
- (5) その他代議員会の決議の報告。

(代議員会)

第17条 代議員会の構成、任務及び開催時期は、次のとおりとする。

- (1) 構成 … 正副会長、顧問、幹事、各学級PTA会長、各支部長、各専門部長及び職員代表 若干名。
- (2) 任務 … ア 役員の選出及びその承認。  
イ 予算及び決算の承認。  
ウ 事業計画及びその報告の承認。  
エ 会則の変更  
オ その他会務の重要事項の審議若しくはその決議等本会の決議機関としての業務。
- (3) 開催時期 … ア 定例代議員会は、毎年4月・11月及び翌年2月。  
イ 臨時代議員会は会長が必要と認めた時。

2 代議員会における議案の決議結果は、総会で報告する。

(運営委員会)

第18条 運営委員会の構成、任務及び開催時期は次のとおりとする。

- (1) 構成 … 正副会長、顧問、幹事、学年部長3名、専門部長。
- (2) 任務 … 総会及び代議員会の決定に基づく会務の円滑な運営に努め、緊急問題の処理に当る。  
又細則の改廃を行なう。
- (3) 開催時期 … 会長が必要と認めた時。

2 運営委員会を開催した場合は、その後の代議員会においてその報告をする。

(役員会)

第19条 本会の具体的運営及びその企画、各部会の連絡若しくは調整のため、会長が必要と認めた場合、随時正副会長及び幹事で役員会を開催することができる。

(部会)

第20条 会長若しくは各部長（又は委員長）は、必要の都度担当の部会を開催する。

## 第5章 会計

(会費)

第21条 会員は会費を、賛助会員は賛助会費を納めなければならない。

- 2 会費は一家庭年額3,000円とし、その納入方法は各支部の担当者より指示する。
- 3 賛助会費の納入方法は、運営委員会で協議のうえ指示する。

(収入)

第22条 本会の運営経費は、会費及びその他収入金により支弁される。

(会計年度)

第23条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算の執行)

第24条 本会の経理は、代議員会決議を経た予算に基づいて執行されなければならない。

- 2 予算執行に際し、予算項目の用途に変更が生じた場合、又は予算の流用を必要とする場合は、会長がこれを専決し、事後すみやかに代議員会の承認を得ることとする。

(会計監査)

第25条 決算に際しては、会計監事の監査を経て代議員会において承認されなければならない。

## 第6章 会則改正

### (PTA会則の改正)

第26条 P T A会則の改正は、代議員会において出席者の3分の2以上の賛成を要する。

- 2 本会則は、平成 3年 11月13日から施行する。
- 3 本会則は、平成20年 4月18日から施行する。
- 4 本会則は、平成22年 4月16日から施行する。
- 5 本会則は、平成23年 4月15日から施行する。
- 6 本会則は、平成24年 4月20日から施行する。
- 7 本会則は、平成24年 10月26日から施行する。
- 8 本会則は、平成25年 2月15日から施行する。
- 9 本会則は、平成25年 4月19日から施行する。
- 10 本会則は、平成26年 4月18日から施行する。
- 11 本会則は、平成26年 10月10日から施行する。
- 12 本会則は、平成27年 2月13日から施行する。
- 13 本会則は、平成30年 2月 9日から施行する。

## 3 P T A細則

### 第1章 旅費等及び慶弔規定

第1条 本会に必要な学区外への会務については、次の基準により実費相当額を旅費として支給する。

- (1) 公共交通機関利用の場合は実費を支給する。
- (2) 乗用車使用の場合は乗合いを基本とし、30円/kmで計算して得た額を乗用車の提供者に支給する。
- (3) 高速道路、有料道路、駐車料金については実費を支給する。

2 上記の支給は次のとおりとする。

- (1) 原則として2月定例代議員会後に一括支給する。
- (2) 旅費の請求は様式1により1月末日までに幹事へ提出することとし、請求後の支出については年度末までに精算するものとする。
- (3) 前項第3号の請求には領収書の添付を必要とする。

第2条 本会の会務に必要な諸経費は、最低限においてその実額を支払う。

第3条 下記のような弔慰・見舞を要する事由が生じた場合は、それぞれに該当する弔慰金・見舞金を支出する。これらの弔慰見舞に際しては原則として会長が出向き、お返し等はいっさい受けないこととする。

- (1) 生徒又は会員が死亡した場合 10,000円
- (2) 生徒又は会員が一ヵ月以上の病気又は不慮の災害にあった場合 … その都度役員会で決定。
- (3) その他、本会で対処する場合は、慎重に配慮の上対処することとする。

第4条 慶祝に際しては、原則としてお祝いを贈らない。但し、学級・学年P T Aを拘束するものではない。

### 第2章 細則改正

第5条 本P T A細則の改廃については、運営委員会がこれを行なう。

(様式 1)

平成 年度 旅費等請求書

年 月 日  
 氏 所 名 属  
 部

月日	会議名	行き先	運賃又は 燃料代	(A)	有料道路代 及び駐車料 金 (B)	小計 (A+B)
/				円	円	円
/				円	円	円
/				円	円	円
					合 計	円

上田市立第三中学校 P T A 組織図

